

偉人名言集

稽古とは一より習ひ 十を知り  
十よりかへる もとのその一

千利休

これは茶聖とも称される千利休の言葉です。

稽古とは、一から始めて十まで習い、そして再び一に戻り二、三と進むもの。

十を知ってもう一度最初の一に戻れば、初めて習った時とは違う一が見え、さらに磨きがかかるという意味です。

阿弥陀の言葉に「初心忘れべからず」とありますが、最後まで習ったから良いと満足してはそこで進歩は止まってしまう。

常に初心に立ち返り、日々精進を重ねることでその物事を深く知り、成長できるのでしょう。

## TOPICS トピックス

### 漫画版『残念な相続』、12月18日発売！

おかげさまでベストセラーとなりました『残念な相続』が漫画化され、12月18日に日本経済新聞出版社より発売されました。

“残念な税理士”と呼ばれる藤村税理士が、登場人物が持ち込む様々な相続問題を解決していきます。書籍版に比べ、より親しみやすいストーリーとなっております。

書き下ろしの解説ページも必見！ぜひご覧ください。



### 社内研修を実施いたしました

毎年恒例のグループ合同研修を実施いたしました。講師には昨年に引き続き株式会社モリヤコンサルティング代表 守屋智敬氏をお招きし、MBTI診断を基にしたチームビルディングをテーマにお話頂きました。MBTI診断は米メジャーリーガーなどにも採用されている欧米では標準的な診断テストですが、自身について理解を深めると共に互いの違いを活かしたチーム作りを学ぶことができました。





税理士

内藤 克

## いよいよ「海外不動産節税」にメス

ここ数年、会計検査院（以下検査院）の指摘を受けて税制改正されるケースが増えてきています。代表的なもの是不動産経営を行うにあたって自動販売機を設置し莫大な消費税還付を受けた「自動販売機スキーム」ですが、どれをとっても施行時には予想していなかった法律のすき間を狙った納税者（税理士）と国税とのイタチごっこと言えます。検査院からこれらの指摘を受けるとだいたい3年以内に税法が改正され、その節税は封じ込められることとなります。最近、財務省が「住宅ローンの金利が1%未満なのに所得税のローン控除は残高の1%控除されているのは控除しすぎ」という指摘を受めました。これも近いうちに「実際に負担している金利までしか控除できない」と改正されると思います。

さて昨年末の改正大綱でも過去に検査院から指摘を受けた節税スキームの改正が織り込まれました。海外不動産を利用した節税で、いわゆる減価償却節税というものです。

日本の建物と異なり海外の建物は減失期間が長いのですが、その割には減価償却を短期間で計上できるため、書類上の赤字を多額に計上することによる節税が認められるというものです。税法（省令）では個々の財産（土地を除く）ごとに耐用年数が定められていますが、その耐用年数を経過した古いものについては短期間で減価償却できる仕組みになっています。そのためこれにより生じた赤字と給与などを通算して還付を受けるといいます。これは、「日本と違い建物の価値が下がらない米国本土やハワイの不動産について、日本の耐用年数や中古資産の見積耐用年数を適用するのは税の公平性に欠く」という考えのもと改正されるもので、適用開始は2021年からとなっています。具体的には給与と国外不動産で生じた赤字との損益通算ができなくなるという内容ですので、現在保有している方は早急に対策を講じる必要があります。



司法書士

西田 誠

## 配偶者居住権と登記

2020年4月1日に施行される「配偶者居住権」には登記が必要となります。

配偶者居住権の成立要件は次の2点です。

- ①相続開始の時に被相続人所有の建物に居住していたこと
  - ②遺産分割、又は遺贈によって配偶者居住権を取得したこと
- ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合には、配偶者居住権は成立しません。

そして、配偶者居住権の存続期間は、原則として、配偶者の終身の間となっています。

では、配偶者居住権の登記はどのようにされるのでしょうか。まず、前提として甲区（所有権の登記）に相続あるいは遺贈を原因とした所有権の登記が必要になります。その後乙区（所有権以外の登記）に配偶者居住権の登記がされることとなります。

登記の方法は原則として共同申請になります。ただし家庭裁判所の審判で配偶者居住権を取得した場合には、単独申請も考えられます。

この配偶者居住権の登記は賃借権とは異なり、これを取得した配偶者に登記請求権が付与されます。ということは、居住建物所有者には登記に協力する義務が生じるということなのです。

また、この配偶者居住権の登記をすることで、その不動産について物件を取得した者やその他第三者に対抗することができません。また、その不動産の占有を第三者が妨害しているときは、その妨害の停止を請求でき、第三者が占有しているときには、その第三者に対して返還請求をすることができます。

では、2020年4月1日以前に、遺言で配偶者居住権を遺贈の目的とすることはできるのでしょうか。

答えはNOです。法律施行前では、存在していない権利を遺贈の目的とすることに疑義が生じるためです。配偶者居住権の規定は、施行日前にされた遺贈には適用しないことが附則10条2項に定められています。ですから、遺言書に「配偶者居住権」が明記できるのは2020年4月1日からということになります。



特定社会保険労務士

黒川 健吾

## 思い込み改革を推進しよう

昨年は働き方改革が浸透し、各企業の取り組みが進んだ一年でした。これに伴い社会の意識も変わってきたように思います。労働時間が規制され、有給休暇の強制取得も始まり、今年の4月から同一労働同一賃金がスタートします。この流れに乗って社員のモチベーションアップや会社へのエンゲージメントの向上に繋げたいところです。

多くの経営者は、働く時間が短くなれば「社員の満足度が上がる」そして「やる気が出る」「社員が定着する」と期待しているのではないのでしょうか。しかし、それは期待しない方がいいかもしれません。単なる「思い込み」になる可能性が高いからです。働き方が変わっただけでは人の心や行動は変わりません。

昨今の時代の移り変わりは早く、インターネットが普及し、連絡手段も電話からメール、そしてSNSへと変化しました。“普通”の基準も変わり、常識や礼儀の感覚も世代に

よって異なります。つまり、働き方改革も若い世代にとっては“普通”の出来事かもしれません。

「若い世代は」と言葉にする時点ですでに思い込みがあります。逆に若者が「どうせ上司はわかってくれない」「そんなのは昔の考え方だ」と切り捨てるのも思い込みで、この思い込みこそが世代間の理解を妨げています。今では敬遠される飲み会も、我々世代はそのコミュニケーション効果を経験しています。逆に若者世代はSNSでのコミュニケーション効果を知っています。働き方改革の成果を出すためには、お互いが「思い込み」を共有し、組織としての行動を変えることが必要です。様々な世代が一緒に働いています。そして世代ごとに思い込みがあるという前提で改革を進めると、本来の改革を達成できるのではないのでしょうか。昨年に蒔いた種をいかに成長させるか、チャンス的一年にしていましましょう。



弁護士

長家 広明

インテグラル法律事務所  
所属  
NPO法人遺言相続リーガルネットワーク事務局長

## 我がサウナ人生

何を隠そう私は約15年来のサウナーである。サウナの本場フィンランドまで行き、北極圏の街でサウナに入り氷の池に飛び込んだこともある。今回はサウナについて少々語らせて貰う。

サウナはサウナのみならず。これがまず一番大事なことである。サウナ、水風呂、外気浴、これらのどれが欠けてもサウナを十分に楽しむことは出来ない。これを「サウナ三位一体の原則」と私が勝手に言っている。サウナで十分に温まった身体でザンと水風呂に浸かった時の爽快感。水風呂で冷えた身体がサウナでジワリと温まっていく時の幸福感。これを数回繰り返し、火照った身体を心地よい外気に晒して寝転がれば、気が遠くなるような恍惚感に包まれる。これこそがサウナの魅力である。また、サウナを楽しんだ後は、喉が乾くのは勿論のこと、なぜか必ずお腹が空いてくる。裸のまま、炙ったソーセージにかぶりつき、冷えたビールを喉に流し込む。書いているだけでヨダレが出てくるようだ。

かつては私も「冷たい風呂に入るなんて頭がおかしいんじゃないか」と思っていた。こんな私を水風呂に導いてくれたのは、友人の整体師である。15年ほど前、銭湯のサウナに行こうと彼に誘われ、渋々付き合った時、「つべこべ言わずに入れば良いんだよ！」と彼に水風呂を強要され、エイヤー！とばかりに水風呂に飛び込んだ。その時、えも言われぬ気持ち良さに包まれたことは、今でも覚えている。それ以来サウナと水風呂にハマってしまった。

この水風呂体験は、私の人生観を大きく変えてくれたような気がする。弁護士という職業柄でもあるのだが、それまでは、何でもやる前にダメな理由ばかりを探していたように思う。思えばつまらない人生だった。「出来ることはとにかくやってみて、ダメならやめる」そう思うようになったのは、水風呂体験のおかげである。山に登ったり自転車でも走り回ったり、その後は楽しいことがドンドン増えていった。さあ、皆さん、思い切って水風呂に飛び込もう！

## ■ハワイでセミナーを開催しました

2019年11月、弊社代表・内藤がハワイで登壇いたしました。

### <56th Annual Hawaii Tax Institute Japan-U.S. Alliance Program>

11月5日はハワイ税務学会のゲストスピーカーとして、ハワイの平田会計士と共に、ハワイと日本の相続税を比較していく形で解説しました。

### <単独セミナー開催>

11月6日は『日本の投資家から見たハワイ不動産』と『これからの相続』をテーマに、ハワイの不動産・金融業界の方に向けてセミナーを開催しました。約150名の方に参加いただき、ハワイ不動産の8割を扱っている業者が集結しました。これはハワイ不動産業界前代未聞とのことで、セミナーは大盛況のうちに終了しました。

### ◆ ハワイ居住者のための相続

これは日本での相続でも言えることですが、対策のポイントは「①納税資金②分割対策③節税」の3つです。ハワイ移住者も国籍関係なく、親が日本の居住者であれば、日本の相続税が課税されます。被相続人本人がハワイ在住で家族が日本在住の場合、ハワイの財産に対しても日本の相続税がかかります。対策を講じる場合、日米の相続手続きを理解していないと、想定外の副作用が生じてしまうことも…。日米両方の税務に精通した専門家は少ないため、適切な専門家に相談することが重要です。

### ◆ 売却時の税金計算（所得税住民税）

所得税住民税＝譲渡所得×\*税率

譲渡所得＝譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）

取得費＝取得価額－減価償却

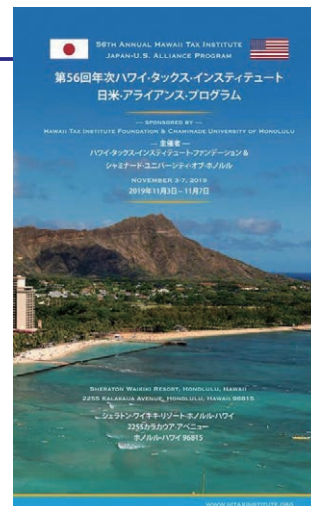
\* 税率は長期（5年超）20.315%、短期（5年以下）39.63% 所有期間は譲渡した年の1月1日現在で判定

\* 自家用でも減価償却費は計上しなければならぬ

### ◆ 償却後の物件は？

- 引き続き保有したい場合は日本法人へ譲渡、ハワイ法人に現物出資（日本では課税が生じます）
- 譲渡して不動産以外のドル運用  
→ そのままの購入理由によってアドバイスが異なってきます。

今後もハワイの皆様へ、日本の最新の税務情報をタイムリーにお届けしてまいります。ご清聴いただきました皆様、ありがとうございました。



2019年11月16日紙面（10ページ） © ハワイ報知社



現地の日刊紙「ハワイ報知」に掲載されました！

<編集発行>



for The Value Stage  
**アーク&パートナーズ**<sup>®</sup>

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階  
税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534  
社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541  
司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534  
<http://www.s-arc.com>

税理士法人・社労士法人は  
Facebookにて  
最新情報をお届けしております。



いいね！ お待ちしています！

